



第30号 2010年2月5日  
 兵庫県高等学校教職員組合調査部  
 電話：078-341-6745  
<http://www.hyogo-kokyoso.com>

# 高教組 総務・文科・厚労交渉の回答を生かし 臨時講師等の任用と失業給付の改善求め 緊急要求書を提出 県教委「2月中に協議したい」

高教組は1月25日、臨時教職員問題で総務・文科・厚労の各省と直接交渉を行い、臨時教職員に係る積年の要求を解決する知見を得ることができました。（詳細は調査情報第29号）高教組は2月4日、その回答を生かした緊急要求書を県教委に提出し、交渉の場を持つように申し入れました。

## 県教委「何らかの対応が必要」

高教組の申し入れに対して県教委は、「364日で任用されている臨時講師は、『失業者の退職手当』も雇用保険も適用されない。この問題については何らかの対応が必要であると認識している。高教組と2月中には、この課題について協議する場を設けたい」としました。

## 雇用保険の失業給付返還問題

### 県教委「できることは丁寧に対応したい」

2年前の条例改正に伴って、臨時講師に「失業者の退職手当」が適用できなくなつたと判断した県教委は、雇用保険をかける措置をとりました。ところが、昨年3月になって、厚労省がこの措置は誤りであると「指導」。過去に遡って、雇用保険をかけたことをなかつたものとするという措置がとられました。

問題は、昨年春に実際に失業して、約50万円の

失業給付を受け取った人です。労働局は、理不尽にも、失業中かも知れない人たちから、最後の命綱の失業給付の返還を要請するという理不尽な要請をしています。

これに関して県教委は、「非常に気の毒。個別の相談で、県にできることについては丁寧に対応したい」と回答しました。

高教組は受給者の生活と信頼保護のために、行政が一度は払うと約束した失業給付は、法的に返還の必要性はないと判断しています。

## 「空白の一日」・同一校勤務制限 - 形式的運用は廃止せよ！

臨時講師等を継続任用する際のこれらの形式的な運用は、学校にも講師本人にも大きな負担をかけています。総務省が、「意味がない」と回答したこれらの形式的運用の廃止を、高教組は強く要求します。

兵庫県教育委員会  
 教育長 大西 孝 様

2010年2月4日

兵庫県高等学校教職員組合  
 中央執行委員長 津川知久

## 臨時講師等の任用と失業給付に係る緊急要求書

日頃は、兵庫の教職員の労働条件の改善にご努力いただいていることに敬意を表します。さて、高教組は、日本共産党の国会議員団と全教の協力を得て、総務省、文科省、厚労省の担当者から、兵庫県で解決が求められているいくつかの問題についてのレクチャーを受けました。その結果、問題の解決に大きく道を開く重要な知見を得ることができました。

つきましては、各省庁からの回答を踏まえて、以下の要求に誠実に対応していただきますよう、お願いします。

記

1. 失業者の退職手当と雇用保険の臨時講師への適用について  
 2007年度に遡及して、臨時講師等に失業者の退職手当を支給できるようにすること。  
 遅及実施にあたって、受給資格があった者については簡便な手続きで支給すること。  
 雇用保険の失業給付を受給して労働局から返還を要請されている者については、県の責任で救済措置をとること。  
 今後、失業者の退職手当について十分に周知して受給資格にある人に確実に支給すること。  
 以上の措置を実施しても、任用期間が7月～11月の臨時講師は、雇用保険からも失業者の退職手当からも排除されている不合理を解消するため、民間の「特定理由離職者」に相当する者については、勤続6月で失業者の退職手当が支給できるように条例改正を行うこと。
2. 臨時講師の任用について  
 「長期にわたって職が存在するのであれば、正規に任用すべき」、「臨時的任用の『職』が長期にわたって存在していることが問題なのであって、人を替えることには意味がない」、「『空白の1日』を置くことは形式的であり意味がない。好ましくないことに変わりはないし、逆に『空白の1日』を置かない運用はあり得る」などの総務省の回答を踏まえて、以下の改善を行うこと。  
 法定定数内の臨時的任用は、一刻も早く正規に任用し解消すること。来年度はその第一歩として大幅に正規採用を増やすこと  
 正規採用に至らずやむを得ず継続的に臨時的任用を行う場合は、  
 (1)「空白の1日」を置かずに任用すること。  
 (2)同一校勤務の制限をなくすること。  
 正規教員と同程度の持ち時間がある場合は、時間講師ではなく、臨時講師として任用すること。